

火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法を定める件</p> <p style="text-align: center;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第千八百二十九号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の三第二項第十二号の規定に基づき、火災時に生ずる煙を有効に排出することができる排煙設備の構造方法は次の各号に掲げる基準に適合するものとする。</p> <p>一 排煙設備の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が容易に電源を遮（ルビ）断することのできる開閉器を設けないこと。</p> <p>二 排煙設備の電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとする。</p> <p>イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に銅製電線管を用いて行う配線</p> <p>ロ 準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されたタクトスペースその他これに類する部分に行つ配線</p> <p>ハ バスタクトを用いて行う配線</p> <p>ニ Mケーブルを用いて行う配線</p>	<p>火災時に生ずる煙を有効に排出するために必要な排煙設備の構造の基準</p> <p style="text-align: center;">昭和四十五年十二月二十八日 建設省告示第千八百二十九号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の三第十二号の規定に基づき、火災時に生ずる煙を有効に排出するために必要な排煙設備の構造の基準を次のように定める。</p> <p>一 排煙設備の電気配線は、他の電気回路（電源に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が容易に電源を遮（ルビ）断することのできる開閉器を設けないこと。</p> <p>二 排煙設備の電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでの一に該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとする。</p> <p>イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に銅製電線管を用いて行う配線</p> <p>ロ 耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸若しくは乙種防火戸で区画されたタクトスペースその他これに類する部分に行つ配線</p> <p>ハ バスタクトを用いて行う配線</p> <p>ニ Mケーブルを用いて行う配線</p>

三 排煙設備に用いる電線は、六百ボルト耐熱ビニール電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものとする。

四 電源を必要とする排煙設備の予備電源は、自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（充電を行なうことなく三十分間継続して排煙設備を作動させることができる容量以上で、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。）、「自家用発電装置その他これらに類するもので、かつ、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続されるものとする。」

附 則

この告示は、平成十二年 月 日から施行する。

三 排煙設備に用いる電線は、六百ボルト耐熱ビニール電線又はこれと同等以上の耐熱性を有するものとする。

四 電源を必要とする排煙設備の予備電源は、自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池（充電を行なうことなく三十分間継続して排煙設備を作動させることができる容量以上で、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。）、「自家用発電装置その他これらに類するもので、かつ、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続されるものとする。」

附 則

この告示は、昭和四十六年一月一日から施行する。